十　法第四十一条の十九の三第七項第四号の規定の適用を受ける場合　次に掲げる事項
イ　その者の居住用家屋が対象住宅耐震改修、対象高齢者等居住改修工事等、対象一般断熱改修工事等、対象多世帯同居改修工事等又は対象耐久性向上改修工事等をした家屋である旨
ロ　法第四十一条の十九の三第七項第四号イ及びロに掲げる金額の合計額
ハ　法第四十一条の十九の三第七項第四号ハに掲げる金額
ニ　法第四十一条の十九の三第七項第四号に規定する標準的費用合計額
ホ　千万円から当該対象住宅耐震改修、対象高齢者等居住改修工事等、対象一般断熱改修工事等、対象多世帯同居改修工事等又は対象耐久性向上改修工事等に係る控除対象標準的費用額、控除対象多世帯同居改修標準的費用額及び控除対象耐震断熱耐久性向上改修標準的費用額の合計額を控除した金額
ヘ　当該対象住宅耐震改修、対象高齢者等居住改修工事等、対象一般断熱改修工事等、対象多世帯同居改修工事等又は対象耐久性向上改修工事等をした年月日
第十九条の十一の三第九項を同条第十項とし、同条第八項中「第四十一条の十九の三第十七項」を「第四十一条の十九の三第十六項」に、「前条第二項各号に掲げる」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。
一　次項第七号に掲げる事項（住宅耐震改修に係る部分に限る。）を証する場合　前条第一項の家屋の所在地の地方公共団体の長又は同条第二項各号に掲げる者
二　次項各号に掲げる事項を証する場合（前号に掲げる場合を除く。）　前条第二項各号に掲げる者
第十九条の十一の三第八項を同条第九項とし、同条第七項中「第四十一条の十九の三第十四項」を「第四十一条の十九の三第十三項」に、「同条第十項」を「同項」に、「高齢者等居住改修工事等」を「対象高齢者等居住改修工事等」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第二十六条の二十八の五第二十二項」を「第二十六条の二十八の五第二十三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第二十六条の二十八の五第二十一項」を「第二十六条の二十八の五第二十二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二十六条の二十八の五第十九項」を「第二十六条の二十八の五第二十項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第二十六条の二十八の五第十八項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第二十六条の二十八の五第十五項」を「第二十六条の二十八の五第十六項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第二十六条の二十八の五第十四項」を「第二十六条の二十八の五第十五項」に、「第四十一条の十九の三第十項」を「第四十一条の十九の三第九項」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。
施行令第二十六条の二十八の五第十四項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた工事は、当該工事が同項に規定する工事に該当するものであることにつき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類により証明がされたものとする。
第十九条の十一の四の見出し中「認定住宅」を「認定住宅等」に改め、同条第一項を次のように改める。
法第四十一条の十九の四第五項に規定する財務省令で定める者は、次の各号に掲げる個人が新築又は取得（同条第一項に規定する取得をいう。第三項において同じ。）をした同条第一項に規定する認定住宅等（次項において「認定住宅等」という。）に該当する家屋の区分に応じ当該各号に定める者とする。
一　法第四十一条第十項第一号に規定する認定長期優良住宅（第三項第一号において「認定長期優良住宅」という。）又は同条第十項第二号に規定する低炭素建築物（第三項第二号において「低炭素建築物」という。）に該当する家屋　次に掲げる者
イ　登録住宅性能評価機関
ロ　指定確認検査機関
ハ　建築士
ニ　当該家屋の所在地の市町村長又は特別区の区長
二　法第四十一条第十項第二号に規定する特定建築物（第三項第三号において「特定建築物」という。）に該当する家屋　当該家屋の所在地の市町村長又は特別区の区長
三　法第四十一条第十項第三号に規定する特定エネルギー消費性能向上住宅（第三項第四号において「特定エネルギー消費性能向上住宅」という。）に該当する家屋　次に掲げる者
イ　第一号イからハまでに掲げる者
ロ　住宅瑕疵担保責任保険法人
第十九条の十一の四第二項中「第四十一条の十九の四第六項」を「第四十一条の十九の四第五項」に、「認定住宅」を「認定住宅等」に改め、同条第三項中「第四十一条の十九の四第六項」を「第四十一条の十九の四第五項」に改め、同項第一号中「法第四十一条第十項に規定する」を削り、「（以下この号において「認定長期優良住宅」という。）」を「に該当する家屋」に改め、同号イ中「第十八条の二十一第十三項第一号」を「第十八条の二十一第十二項第一号」に改め、同号ロ中「その者の認定長期優良住宅」を「当該家屋」に、「、認定長期優良住宅」を「、当該家屋」に改め、同号ロ(1)及び(2)中「認定長期優良住宅」を「家屋」に改め、同号ロ(3)を削り、同号ロ(4)中「認定長期優良住宅」を「家屋」に改め、同号ロ(4)を同号ロ(3)とし、同号ハ中「第四十一条第二十九項第一号」を「第四十一条第三十二項第一号」に改め、同項第二号中「法第四十一条第十項に規定する」及び「（以下この号において「低炭素建築物」という。）」を削り、同号イ中「第十八条の二十一第十三項第一号」を「第十八条の二十一第十四項第一号」に改め、同号ロ中「その者の低炭素建築物」を「当該家屋」に、「、低炭素建築物」を「、当該家屋」に改め、同号ロ(1)及び(2)中「低炭素建築物」を「家屋」に改め、同号ロ(3)を削り、同号ロ(4)中「低炭素建築物」を「家屋」に改め、同号ロ(4)を同号ロ(3)とし、同項第三号中「が特定建築物」の下に「に該当する家屋」を加え、同号イ中「その者の特定建築物」を「当該家屋」に、「、特定建築物」を「、当該家屋」に改め、同号イ(1)及び(2)中「特定建築物」を「家屋」に改め、同号イ(3)を削り、同号イ(4)中「特定建築物」を「家屋」に改め、同号イ(4)を同号イ(3)とし、同項に次の一号を加える。
四　その者のその居住の用に供する家屋が特定エネルギー消費性能向上住宅に該当する家屋である場合　次に掲げる書類
イ　当該家屋の登記事項証明書、当該家屋の新築の工事の請負契約書の写し、当該家屋で建築後使用されたことのないものの取得に係る売買契約書の写しその他の書類で次に掲げる事項を明らかにする書類
(1)　当該家屋の新築又は取得をしたこと。
(2)　当該家屋の新築又は取得をした年月日
(3)　当該家屋の床面積が五十平方メートル以上であること。
ロ　第一号ハに掲げる書類
第十九条の十一の四第四項を削り、同条第五項中「第四十一条の十九の四第七項」を「第四十一条の十九の四第六項」に、「第三項に」を「前項に」に、「第四十一条の十九の四第三項」を「第四十一条の十九の四第二項」に改め、同項を同条第四項とする。
第十九条の十四の二を削り、第十九条の十四の三を第十九条の十四の二とする。
第十九条の十六第一項中「別表第四、別表第六(一)」を「別表第五」に、「及び別表第七(三)」を「、別表第七(三)及び別表第八(二)」に改め、同条第二項中「第七項に」を「第七項第三号に」に、「及び第七項から第九項まで」を「、第六項及び第七項」に、「同条第五項及び第七項」を「同条第四項及び第六項」に改め、同条第五項中「、磁気テープ」を削る。